

韓国知的財産ニュース 2024 年 5 月前期

(No. 509)

発行年月日：2024 年 5 月 23 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】防諜業務規定の一部改正令（大統領令第 34435 号）
(2024 年 4 月 23 日付)
- 1-2 【公布】商標法の施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 555 号）
- 1-3 【公布】特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第 556 号）
- 1-4 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案
(特許庁公告第 2024-137 号)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2024 国民安全発明チャレンジ」の一般国民部門のアイデアを募集開始
- 2-2 韓国特許庁、「知財権 QR コード標示推奨キャンペーン」を展開
- 2-3 韓国特許庁、職業高校生向け「第 14 期 IP マイスタープログラム」の参加者を募集
- 2-4 韓国特許庁、「IP 価値評価支援事業」に参加して輸出額 1 億ドルを達成した企業を訪問
- 2-5 韓国特許庁、発電用ガスタービン技術開発企業を訪問
- 2-6 韓国特許庁、「知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦略支援事業」の諮問委員会を発足
- 2-7 技術流出防止に向けた「技術保護 4 重安全装置」を稼働
- 2-8 韓国特許庁、EV 部品メーカー「株式会社ハノンシステム」を訪問
- 2-9 韓国特許庁、半導体装置メーカーの「株式会社イソル」を訪問

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 商標警察、5 月大型連休に備えて明洞周辺で K-POP アイドルグッズの模倣品取り締まり強化へ

- 3-2 韓国特許庁、「不正競争防止法の制度改善委員会」を発足

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 5月1日から「商標共存同意制度(コンセント制度)」が施行される
- 4-2 商標の善意による先使用者は商取引の慣行により保護される

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【公布】防諜業務規定の一部改正令（大統領令第 34435 号）

電子官報（2024. 4. 23. 掲載）

国務会議の審議を経た防諜業務規定の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年4月23日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼行政安全部長官（国家情報院所管） イ・サンミン

大統領令第 34435 号

防諜業務規定の一部改正令

防諜業務規定の一部を次のように改正する。

第2条第3号ホ目及びへ目をそれぞれへ目及びト目にし、同号にホ目次のように新設する。

ホ. 特許庁

第3条各号外の部分の後段を削除し、同条第5号中「第2号」を「第2号、第2号の2」にする。

第4条の2第1項中「防諜機関間、防諜機関と」を「防諜機関間、又は、防諜機関と」にし、同条第2項及び第3項をそれぞれ第3項及び第4項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②第1項に基づく防諜情報共有センターは、次の各号の業務を遂行する。

1. 防諜機関間、又は、防諜機関と関係機関の間、防諜関連情報の円滑な共有に向けたプラットフォームの構築・運営
2. 防諜関連情報の分析・評価及び防諜機関の外国等での情報活動に対する対応支援
3. 防諜関連の申告・通報等の分析・処理

4. その他に国家情報院長が防諜業務の遂行のために必要だと認める業務

第8条第1項各号外の部分の中「外国情報機関」を「外国情報・捜査機関」にする。

第9条を次のように新設する。

第9条（外国情報・捜査機関の構成員との接触手続き）①防諜機関等の構成員は、法令に基づく職務遂行外の目的で外国の情報・捜査機関（特定国家が他の国家で情報活動・捜査を主な目的に設置したその国家の機関のことを指す。以下同一）の構成員と接触する場合、所属する防諜機関等の長に対し予め報告すべきである、該当の防諜機関等の長はその旨を国家情報院長に通知しなければならない。

②第1項にもかかわらず、防諜機関等の構成員がやむを得ない事由により、予め報告しない場合には、外国の情報・捜査機関の構成員と接触した後、直ちに所属する防諜機関等の長に対し報告すべきであり、該当の防諜機関等の長はその旨を国家情報院長に通知しなければならない。

③防諜機関等の長は、構成員が第1項及び第2項に基づく報告義務を履行しなかった場合には、必要な処分か措置を命ずるために細部事項を定めることができる。

第9条の2を次のように新設する。

第9条の2（外国情報・捜査機関との交流・協力）防諜機関は防諜業務の遂行のために、外国の情報・捜査機関と交流・協力することができる。

第10条第3項第1号中「企画財政部」を「企画財政部、教育部」にし、同項第2号中「警察庁及び海洋警察庁」を「警察庁、特許庁及び海洋警察庁」にし、同条第6項を第7項にし、同条に第6項を次のように新設し、同条第7項（従前の第6項）中「第5項」を「第6項」にする。

⑥戦略会議は安全を効率的に検討するために、必要な場合、小会議を設けることができる。

第15条の2を次のように新設する。

第15条の2（通報及び報奨）国家情報院長は、防諜業務の遂行に役に立つ通報、又は、申告等を行った者に対し、報奨金（物品を含む）を支給するか、表彰を授与することができる。

第16条を次のように新設する。

第16条（敏感情報等の処理）①国家情報院長は、次の各号の業務を遂行するために、不可避な場合には「個人情報保護法」第23条に基づく敏感情報、同法第24条に基づく固有識別情報、同法第25条に基づく固定型映像情報処理機器により撮影された個人情報及び同法第25条の2に基づく移動型映像情報処理機器により撮影された個人情報（以下、「敏感情報等」とする）を処理することができる。

1. 「国家情報院法」第5条第2項に基づく防諜関連情報の収集・作成・配布業務の遂行のための調査業務
2. 第2条第1号、第2号、第2号の2、第4号及び第5号（第3号に関連する防諜業

務を除く)の防諜業務

3. 第4条の2第1項に基づく防諜情報共有センターの運營業務

②国家情報院を除く防諜機関の長は、第3条第1号、第2号、第2号の2、第4号及び第5号(第3号に関連する防諜業務を除く)の業務を遂行するために、不可避な場合には、敏感情報等を処理することができる。

③防諜機関の長は、次の各号の区分に基づく業務を遂行するために、不可避な場合には、国家機関、地方自治団体、公共機関、法人・団体、又は、個人として敏感情報等を処理する者に対し、敏感情報等の提供を求めることができる。

1. 国家情報院長：第1項各号の業務

2. 国家情報院を除く防諜機関の長：第3条第1号、第2号、第2号の2、第4号及び第5号(第3号と関連する防諜業務を除く)の業務

附 則

この令は、公布した日から施行する。

改正理由

国家安保と国益に反する国家コア技術の海外流出防止及び保護のために、特許庁を防諜に関する業務を遂行する機関に含め、防諜機関、又は、関係機関との防諜関連情報の円滑な共有に向けて防諜情報共有センターの業務を具体的に定める等、現行制度の運営上、現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

主要内容

イ. 防諜機関等の範囲の調整(第2条第3号ホ目の新設、第10条第3項第1号及び第2号)

国家コア技術の海外流出防止、産業財産分野で外国等の情報活動に関する情報の収集・作成・配布及び外国等の情報活動の確認・牽制・遮断等の対応のために、防諜に関する業務を遂行する機関に特許庁を追加し、国家防諜戦略会議の委員に教育部次官級の公務員及び特許庁次長を追加する。

ロ. 国民安全保障に向けた対応措置の業務遂行機関の拡大(第3条各号外の部分の後段を削除)

従前には国家情報院のみ可能な業務に限られていた外国等の情報活動に関わる国民安全保障を保護するために取る対応措置の業務を、今後は、法務部等全ての防諜機関が遂行できるようにする。

ハ. 防諜情報共有センターの業務範囲の明確化（第4条の2第2項を新設）

防諜情報共有センターの業務を、防諜機関間、又は、防諜機関と関係機関間の防諜関連情報の円滑な共有に向けたプラットフォームの構築・運営、防諜関連情報の分析・評価、防諜機関の外国等の情報活動に対する対応支援、防諜関連申告・通報の分析・処理等に明確に定める。

ニ. 外国の情報・捜査機関との構成員と接触する際、事後報告の手続きの設定（第9条第2項新設）

防諜機関、又は、関係機関の構成員は、法令に基づく職務遂行外の目的で外国の情報・捜査機関の構成員を接触する場合、所属する防諜機関、又は、関係機関の長に対し、予め報告すべきであるが、やむを得ない事由により、予め報告しなかった場合には、外国の情報・捜査機関の構成員と接触した後、直ちに所属機関の長に報告し、報告を受けた防諜機関、又は、関係機関の長は、その旨を国家情報院長に通知する。

ホ. 通報及び報奨に関する規定の新設（第15条の2を新設）

国家情報院長は、防諜業務の遂行に役に立つ通報、又は、申告をした者に対し、報奨金を支給するか、表彰を授与することができる。

<法制処提供>

1-2 【公布】商標法の施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第555号）

電子官報（2024.5.1.）

産業通商資源部令第555号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年5月1日

産業通商資源部長官

商標法施行規則の一部改正令

商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「補正、又は、指定期間の延長申請」を「補正、指定期間の延長申請、又は、分割申請」に、「補正書、又は、指定期間延長申請書」を「補正書、指定期間延長申請書、又は、国際商標分割申請書」にする。

第2章に第26条の2を次のように新設する。

第26条の2（商標登録同意書の提出）①出願人が法律第34条第1項第7号のただし書、又は、法律第35条第6項に基づく商標登録に対する同意を得て商標登録を受ける場合は、次の各号の区分に基づく書式に同意の事実を証明できる書類を添付して特許庁長、特許審

判院長、又は、審判長に提出しなければならない。

1. 次の各目のいずれかに該当する場合：別紙第2号書式の意見書
 - イ. 法律第55条第1項後段及び第87条第2項に基づく拒絶理由に関する意見書の提出
 - ロ. 法律第66条第1項に基づく異議申立に対する答弁書の提出
 - ハ. 法律第116条に基づく審判に対する意見書の提出（法律第145条の2に基づき準用する「民事訴訟法」第146条及び第147条に基づき提出する意見のことを指す）
 2. 次の各目のいずれかに該当する場合：別紙第3号書式の商標登録出願書
 - イ. 法律第36条に基づく商標登録出願
 - ロ. 法律第44条に基づく商標登録変更出願
 - ハ. 法律第45条に基づく商標登録分割出願
 - ニ. 法律第48条第2項に基づく商標登録分割移転出願
 - ホ. 法律第86条に基づく指定商品の追加登録出願
 - ヘ. 法律第205条及び第206条に基づく商標登録出願
 3. 法律第116条に基づく審判を請求する場合：「特許法施行規則」の別紙第31号書式の審判請求書
 - ②商標登録に対する同意を得た出願人が第1項に基づく同意の事実を証明できる書類を提出できなかったか、その内容を補正する場合には、次の各号の区分に基づく期間内に別紙第5号書式の補正書に同意の事実を証明できる書類を添付して提出することができる。
 1. 第1項第1号イ目に該当する場合：法律第40条第1項第1号の2・第2号及び第4号に基づく期間
 2. 第1項第1号ロ目に該当する場合：法律第41条第1項第3号に基づく期間
 3. 第1項第1号ハ目に該当する場合：法律第116条に基づき審判を請求した日から法律第149条第3項に基づく審理終結の通知をした日まで
 4. 第1項第2号各目に該当する場合：法律第40条第1項各号及び法律第41条第1項各号に基づくそれぞれの期間
 5. 第1項第3号に該当する場合：法律第40条第1項第3号に基づく期間
- 第33条に第5号を次のように新設する。
5. 第1項第3号に該当する場合：法律第40条第1項第3号に基づく期間
- 第33条に第5号を次のように新設する。
5. 法律第34条第1項第7号のただし書、又は、法律第35条第6条に基づく商標登録に対する同意の事実を証明できる書類を提出するか、修正する場合
- 第59条第1項各号外の部分の中「者」を「商標権者（商標権を共有する場合、各共有者も商標権者とみなす）」に、「提出するべき」を「提出すべき」にする。
- 第87条の2の題目「（音・匂いの方表のファイル、または、見本の提出等）」を「（国際商標登録出願等手続きの補正）」にし、同条に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設

する。

③第88条の2に基づく国際商標登録出願の分割申請、又は、第91条の2に基づく国際登録基礎商標権の分割申請に対し法律第39条に基づく補正をする者は、別紙第5号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類1部
2. 代理人により手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類1部

④特許庁長は第88条の2に基づく国際商標登録出願の分割申請、又は、第91条の2に基づく国際登録基礎商標権の分割申請に対し、法律第39条に基づく補正を命ずる場合、1か月以内の期間を定めなければならない。

⑤特許庁長は第88条の2に基づく国際商標登録出願の分割申請、又は、第91条の2に基づく国際登録基礎商標の分割申請に対し、マドリッド議定書の規則第27条の2(3)に基づき、国際事務局により不備が通知された場合、その旨を申請人に通知し、特許庁長が定める期間内に補正しなければならない。

第88条の2及び第91条の2をそれぞれ次のように新設する。

第88条の2(国際商標登録出願の分割申請) 国際商標登録出願に対し、法律第45条第1項に基づく分割出願をする者は、別紙第41号書式の国際商標分割申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、分割する国際商標登録出願と一緒に補正しなければならない。

1. 別紙第41号の2書式の国際登録分割申請書
2. 代理人により手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類1部

別紙第2号書式の裏面の記載要領の第8号1目4)を5)にし、同目に4)を次のように新設する。

- 4) 「商標法」第34条第1項第7号のただし書、又は、第35条第6項に基づく商標登録に対する同意を得た場合には、同意の事実を証明する書類1通

※同意書は次の事項を含めて作成してください。

1. 先行出願による登録商標権の登録番号、又は、先行出願商標の出願番号
2. 出願商標の出願番号(又は、出願商標を特定できる情報)
3. 登録に同意する出願商標の指定商品の範囲
4. 先行出願による登録商標権(又は、先行出願商標)及び同意により登録される出願商標は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記されるとの事実の確認
5. 先行出願による登録商標権者、又は、先行出願人の氏名及び署名(押印)
6. 出願人の氏名及び署名(押印)

※商標共存同意書の作成例

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 商標共存同意書 | | |
| 出願人 | 氏名(法人名) | (署名又は印) |

| | | |
|--|------------------|--------------------------|
| | 特許顧客番号 | (特許顧客番号がない場合、その事由を記載) |
| | 出願番号 (国際登録番号) | (出願番号がない場合、商標見本及び商品類を記載) |

下の先行登録(出願)商標権者(出願人)は、上の出願人の商標登録(出願)・使用に同意します。

○共存同意を受ける出願商標の指定商品

—

(例：該当の商品類の指定商品の全部に対し共存同意する場合)

—25類、35類：全部

(例：該当の商品類の指定商品の一部に対し共存同意する場合)

—25類：帽子、靴

—35類：帽子小売業、靴卸売業

「先行登録(出願)商標」及び「先行登録(出願)商標権者(出願人)の同意により登録される出願商標」は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記され、当事者はその旨を確認する。

年 月 日

| | | |
|-------------------------------|----------|---------|
| 先行登録 (出願)商 標権者(出 願人) | 氏名(法人名) | (署名又は印) |
| | 特許顧客番号 | |
| | 登録(出願)番号 | |

※留意(参考)事項

○先行登録(出願)商標権者の同意を得て登録される出願商標は先行登録(出願)商標と同一の地位にある商標に該当し、一般的な登録商標と同一の効力が認められます。

○認められない共存同意書

—条件付共存同意書(期限の明示、地域の制限、又は、法律効果の一部排除等)

—包括的共存同意書(今後出願される出願商標の一切に対する同意等)

—先行登録(出願)商標と標章及び指定商品が全て同一の出願商標の共存同意書

○共存同意書と関連する出願(登録)件が複数の場合、複数の出願(登録)番号を記載することができ、各件別の指定商品の範囲をそれぞれ変えて記載することができます。

別紙第3号書式の裏面の記載要領第16号1目11)及び12)をそれぞれ同目12)及び13)にし、同目に11)を次のように新設する。

11) 「商標法」第34条第1項第7号のただし書、又は、第35条第6項に基づく商標登録に対する同意を得た場合には、同意の事実を証明する書類1通

※同意書は次の事項を含めて作成してください。

1. 先行出願による登録商標権の登録番号、又は、先行出願商標の出願番号
2. 出願商標の出願番号（又は、出願商標を特定できる情報）
3. 登録に同意する出願商標の指定商品の範囲
4. 先行出願による登録商標権（又は、先行出願商標）及び同意により登録される出願商標は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記されるとの事実の確認
5. 先行出願による登録商標権者、又は、先行出願人の氏名及び署名（押印）
6. 出願人の氏名及び署名（押印）

※商標共存同意書の作成例

| 商標共存同意書 | | |
|--|------------------|--------------------------|
| 出願人 | 氏名（法人名） | （署名又は印） |
| | 特許顧客番号 | （特許顧客番号がない場合、その事由を記載） |
| | 出願番号 （国際登録番号） | （出願番号がない場合、商標見本及び商品類を記載） |
| 下の先行登録（出願）商標権者（出願人）は、上の出願人の商標登録（出願）・使用に同意します。 | | |
| ○共存同意を受ける出願商標の指定商品 | | |
| — | | |
| （例：該当の商品類の指定商品の全部に対し共存同意する場合） | | |
| — 25類、35類：全部 | | |
| （例：該当の商品類の指定商品の一部に対し共存同意する場合） | | |
| — 25類：帽子、靴 | | |
| — 35類：帽子小売業、靴卸売業 | | |
| 「先行登録（出願）商標」及び「先行登録（出願）商標権者（出願人）の同意により登録される出願商標」は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記され、当事者はその旨を確認する。 | | |
| 年 月 日 | | |

| | | |
|---------------------------------|------------|---------|
| 先行登録 (出願) 商 標権者 (出 願人) | 氏名 (法人名) | (署名又は印) |
| | 特許顧客番号 | |
| | 登録 (出願) 番号 | |

※留意 (参考) 事項

○ 先行登録 (出願) 商標権者の同意を得て登録される出願商標は先行登録 (出願) 商標と同一の地位にある商標に該当し、一般的な登録商標と同一の効力が認められます。

○ 認められない共存同意書

- － 条件付共存同意書 (期限の明示、地域の制限、又は、法律効果の一部排除等)
- － 包括的共存同意書 (今後出願される出願商標の一切に対する同意等)
- － 先行登録 (出願) 商標と標章及び指定商品が全て同一の出願商標の共存同意書

○ 共存同意書と関連する出願 (登録) 件が複数の場合、複数の出願 (登録) 番号を記載することができ、各件別の指定商品の範囲をそれぞれ変えて記載することができます。

別紙第5号書式の表面を別紙のようにする。

別紙第5号書式の裏面の記載要領外の部分の第1号表の中、国際商標登録出願の音・匂いの商標に関わる音声ファイル等の提出欄の次に国際商標登録出願の分割申請の補正欄、国際商標登録出願に関わる分割の商品補正欄及び国際登録基礎商標権の分割申請の補正欄をそれぞれ次のように新設する。

| | | |
|---------------------|--|------------------------------|
| 国際商標登録出願の分割申請の補正 | 国際商標登録出願の分割のために国際商標分割申請書の内容の趣旨を補正する場合 | 「商標法施行規則」第87条の2第3項から第5項までの規定 |
| 国際商標登録出願に関わる分割の商品補正 | 国際商標登録出願の分割のために分割の基礎となる国際商標登録出願の指定商品の中、分割の対象となる指定商品を削除して補正する場合 | 「商標法施行規則」第88条の2 |
| 国際登録基礎商標権の分割申請の補正 | 国際登録基礎商標権の分割のための国際商標の分割申請書の内容の趣旨を補正する | 「商標法施行規則」第91条の2 |

別紙第5号書式の裏面の記載要領第6号に二目を次のように新設する。

- 二. 国際商標登録出願に関わる分割の商品補正の場合は、「商標法施行規則」別紙第41号書式の国際商標分割申請書の受付番号を記載します。

別紙第5号書式の裏面の記載要領第8号にヌ目を次のように新設する。

- ヌ. 国際商標登録出願の分割申請の補正、又は、国際登録基礎商標権の分割申請の補正の場合
- 1) [補正対象項目]、[補正方法] 及び [補正内容] 欄には、それぞれ該当の内容を作成し、添付書類 (国際登録分割申請書) のみ補正する場合には、次の例のように作

成してください。

[例] [補正する事項]

[補正対象項目] 添付書類

[補正方法] 提出

[補正内容]

[添付書類] 別紙第41号の2書式の国際登録分割申請書 (MM22) 1通

- 2) 国際商標登録出願の分割申請のために分割の基礎となる国際商標登録出願の指定商品を補正する場合、[補正区分] 欄で「国際商標登録出願に関わる分割の商品補正」を選び、上記の指定商品補正の作成方法を参考して作成してください。ただし、指定商品は国際商標登録出願の分割時点で補正が完了された指定商品名を基準にセミコロン（;）単位の商品別に区分して作成してください。

別紙第5号書式の裏面の記載要領第12号1目5)を6)にし、同目に5)を次のように新設する。

- 5) 「商標法」第34条第1項第7号のただし書、又は、第35条第6項に基づく商標登録に対する同意を得た場合には、同意を証明する書類1通

※同意書は次の事項を含めて作成してください。

1. 先行出願による登録商標権の登録番号、又は、先行出願商標の出願番号
2. 出願商標の出願番号（又は、出願商標を特定できる情報）
3. 登録に同意する出願商標の指定商品の範囲
4. 先行出願による登録商標権（又は、先行出願商標）及び同意により登録される出願商標は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記されとの事実の確認
5. 先行出願による登録商標権者、又は、先行出願人の氏名及び署名（押印）
6. 出願人の氏名及び署名（押印）

※商標共存同意書の作成例

| 商標共存同意書 | | |
|---|------------------|--------------------------|
| 出願人 | 氏名（法人名） | （署名又は印） |
| | 特許顧客番号 | （特許顧客番号がない場合、その事由を記載） |
| | 出願番号 （国際登録番号） | （出願番号がない場合、商標見本及び商品類を記載） |
| 下の先行登録（出願）商標権者（出願人）は、上の出願人の商標登録（出願） ・使用に同意します。 | | |
| ○共存同意を受ける出願商標の指定商品 | | |

—
(例：該当の商品類の指定商品の全部に対し共存同意する場合)

—25類、35類：全部

(例：該当の商品類の指定商品の一部に対し共存同意する場合)

—25類：帽子、靴

—35類：帽子小売業、靴卸売業

「先行登録（出願）商標」及び「先行登録（出願）商標権者（出願人）の同意により登録される出願商標」は、全て登録原簿に共存同意に関連する登録商標であることが表記され、当事者はその旨を確認する。

年 月 日

| | | |
|-------------------------------|----------|---------|
| 先行登録 (出願)商 標権者(出 願人) | 氏名(法人名) | (署名又は印) |
| | 特許顧客番号 | |
| | 登録(出願)番号 | |

※留意(参考)事項

○先行登録(出願)商標権者の同意を得て登録される出願商標は先行登録(出願)商標と同一の地位にある商標に該当し、一般的な登録商標と同一の効力が認められます。

○認められない共存同意書

—条件付共存同意書(期限の明示、地域の制限、又は、法律効果の一部排除等)

—包括的共存同意書(今後出願される出願商標の一切に対する同意等)

—先行登録(出願)商標と標章及び指定商品が全て同一の出願商標の共存同意書

○共存同意書と関連する出願(登録)件が複数の場合、複数の出願(登録)番号を記載することができ、各件別の指定商品の範囲をそれぞれ変えて記載することができます。

別紙第41号書式及び別紙第41号の2書式をそれぞれ別紙のように新設する。

附 則

第1条(施行日) この規則は、2024年5月1日から施行する。

第2条(要旨の変更ではないこととみなす場合に関する適用例) 第33条第5号の改正規定は、この規則施行前に出願された商標登録出願、変更出願、分割出願及び指定商品の追加登録出願に対し、この規則施行以降、第26条の2第1項及び第2項の改正規定により、同意の事実を証明できる書類を提出する場合にも適用する。

補正 (補完) 書

(表面)

- [補正区分] 出願書等の補正 商標見本の補正 視覚的表現の補正
 修正定款 (規約) の提出 異議申立書等の補正 審判請求書等の補正
 審判請求書等の補充 手続きの補完 国際商標登録出願の補正
 国際商標登録出願の定款 (規約) 等の提出
 国際商標登録出願の修正定款 (規約) の提出
 国際商標登録出願の音・匂いの商標に関わる音声ファイル・匂い見本の提出
 国際商標登録出願の分割申請の補正
 国際商標登録出願に関わる分割の商品補正
 国際登録基礎商標権の分割申請の補正

[提出先] 特許庁長 特許審判院長 審判長

[提出人]

[氏名 (名称)]

[特許顧客番号]

[事件との関係]

[代理人]

[氏名 (名称)]

[代理人番号]

[包括委任登録番号]

[事件の表示]

([出願番号 (商品分類転換登録申請番号、異議申立番号、国際登録番号、特許庁参照番号、審判番号)])

[提出原因となる書類の受付 (発送) 番号]

[補正 (補完、補充、提出) すべき書類]

[補正 (補完、補充) すべき事項]

[補正 (補完、補充) の対象項目]

[補正 (補完、補充) の方法]

[補正 (補完、補充) の内容]

[補正前の商品類及び指定商品]

[商品類]

[指定商品]

[補正後の商品類及び指定商品]

[商品類]

[指定商品]

([その他事項] 再審査請求指定期間短縮申請)

上記のように特許庁長（特許審判院長、審判長）に提出します。

提出人（代理人）

（氏名又は印）

[手数料]（記載要領第10号参照）

ウォン

[手数料自動納付番号]

[添付書類] 法令で定める書類各1通（記載要領第12号参照）

■商標法施行規則 [別紙第41号書式]

特許路 (www.patent.go.kr) にてご提出ください。

国際商標分割申請書

(表面)

[補正区分] 国際商標登録出願の分割

国際登録基礎商標権の分割

[提出人]

[氏名（名称）]

[特許顧客番号]

[事件との関係]

[代理人]

[氏名（名称）]

[代理人番号]

([包括委任登録番号])

[事件の表示]

[国際登録番号]

[国際商標登録出願書の受付番号]

上記のように特許庁長（特許審判院長、審判長）に提出します。

提出人（代理人）

（氏名又は印）

[手数料]

ウォン（記載要領第5号参照）

[手数料自動納付番号]

[添付書類] 法令で定める書類各1通（記載要領第7号参照）

(裏面)

1. 分割区分及び関連規定

この書式はマドリッド (Madrid) 国際出願に関する手続きを行う者が下記の書類を提出する目的で使用します。

| 分割区分 | 内容 | 関連規定 |
|--------------|--------------------------|---------------------|
| 国際商標登録出願の分割 | 国際商標登録出願の分割申請を行う場合 | 「商標法施行規則」 第87条の3 |
| 国際登録基礎商標権の分割 | 登録された国際登録基礎商標権の分割申請を行う場合 | 「商標法施行規則」 第87条の4 |

2. 処理手続き

| | | | | | | |
|--------------|---|------------|---|-------------|---|--|
| 国際商標分割申請書の提出 | → | 受付及び受付証の発行 | → | 書式の適合確認チェック | → | ・書式が適合している場合：関連部署に移管 ・書式に不備がある場合：補正通知又は差戻通知 |
| (提出人) | | (特許庁) | | (特許庁) | | (特許庁) |

※記載要領

1. [分割区分] 欄

分割事項の中で一つを選択し、□にチェック（例：☑）します。

2. [提出人] 欄

イ. 特許顧客番号がある場合

[氏名 (名称)] 欄には特許顧客番号の付与申請の際に記載したアルファベット表記の氏名（又は、法人名）を書きます。

ロ. 特許顧客番号がない場合

1) [提出人] 欄の次の行に「特許法施行規則」別紙第4号書式（特許顧客番号付与申請書）の記載要領第1号を参考して提出人の [氏名 (名称) のハングル表記] 及び [氏名 (名称) のアルファベット表記] 等、必要な欄を作成して記載します。

2) 提出人は直接署名するか、又は、印を押す必要があり、その方法は、原則、[添付書類] 欄があるページの次のページに [提出人○○○の印 (署名)] 欄を作成し、その下に横4cm X 縦4cmの印鑑押印欄（署名欄）を作成して直接署名するか、提出人の印鑑を押します。2人以上の提出人がいる場合は、提出人の数に応じて [提出

人〇〇〇の印（署名）] 欄] を作成し、全ての提出人が直接署名するか、印鑑を押します。

ハ. 共通

1) [事件との関係] 欄には『国際出願人』等のように提出人と事件との関係を明確に記載します。

2) 未成年者、被限定後見人、又は、被成年後見人の法定代理人が提出する場合には、次の例のように [提出人] 欄の記載事項の次の行に [法定代理人等] 欄を作成し、法定代理人等の [氏名] 及び [特許顧客番号] を書き、その代理権を証明する書類をこの書式に添付します。

[例] [提出人]
[法廷代理人等]
[氏名]
[特許顧客番号]

3. [代理人] 欄

イ. 代理人が手続きを行う場合は、代理人のアルファベット表記の氏名（又は、法人名）と代理人番号を記載し、代理権を証明する書類を添付します。代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合には、次の例のように [代理人番号] 欄に次の行に [指定された弁理士] 欄を作成し、指定された弁理士の氏名を全て記載します。

[例] [代理人]
[氏名（名称）]
[代理人番号]
[指定された弁理士]

※ [指定された弁理士] 欄には代理人申告の際に記載したアルファベット表記の氏名のみを記載し、姓と名の間にはコンマを入れてはいけません。

[例] [指定された弁理士] HONG Gil Dong, KANG Gam Chan

ロ. 包括委任を受けた代理人の場合は、次の例のように [代理人番号] の次の行に [包括委任登録番号] 欄を作成し、包括委任登録番号を記載し、代理人が2人以上の委任者と包括委任関係である場合には、委任者の数に応じて [包括委任登録番号] 欄を作成して記載します。

[例] [代理人]
[氏名（名称）]
[代理人番号]
[包括委任登録番号]
[包括委任登録番号]

ハ. 個別委任関係である代理人が委任者全員を代理しない場合には、次の例のように [代理人番号] 欄の次の行に [特記事項] 欄を作成して記載します。

[例] [代理人番号]

[特記事項] 提出人〇〇〇の代理人

4. [事件の表示]欄

書式の対象となる出願の[国際登録番号]を記載し、[国際登録番号]の次の行に[国際商標登録出願書の受付番号]欄を作成し、国際商標登録出願書の受付番号を一緒に記載することができます。

5. [手数料]欄

「特許料等の徴収規則」第11条を参照して書式の提出後に納付する手数料の金額を記載します。

6. [手数料自動納付番号]欄

事前に「特許料等の徴収規則」別紙第4号書式の手数料自動納付申請書を提出した場合で、該当の手続きの手数料を自動納付する場合には、該当の書式を書面の代わりに電子文書にして必ず提出すべきであり、手数料自動納付申請書に記載した口座番号を該当の書式の[手数料自動納付番号]欄に表示しなければなりません。

7. [添付書類]欄

イ. この書式に添付する書類は「商標法施行規則」別紙第41号の2書式の国際登録分割申請書です。

ロ. [添付書類]欄の記載方法

書式に添付する書類名と部数を次の例のように書く。ただし、書式と一緒に提出しない書類を書いてはいけません。

[例] [添付書類] 別紙第41号の2書式の国際登録分割申請書 (MM2) 1通

ハ. 添付書類を電子画像に変換 (スキャン) して提出する際の留意事項

1) 添付書類として提出される電子画像の形式は、解像度300dpi から400dpi まで (300dpi を推奨) の白黒 TIFF (Tagged Image File Format) にする必要があります。

2) 必ず必要な場合は、グレースケール、又は、カラー画像で提出しても良いが、提出される電子画像の形式は、解像度300dpi から400dpi まで (300dpi を推奨) の JPEG (Joint Photographic Experts Group) にする必要があります。

ニ. 添付書類を PDF (Portable Document Format) で提出することは可能です。

■商標法施行規則 [別紙第41号の2書式]

国際登録分割申請書

(表面)

**MM22 (E) - REQUEST FOR THE DIVISION OF AN INTERNATIONAL
REGISTRATION**

For use by the holder:

Number of continuation sheets:

Statement attached in accordance with Rule 27*bis*(1)(d)1 (if applicable, check the box).

Holder' s reference:

For use by the Office:

Office' s reference:

1. CONTRACTING PARTY OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST

Name of the Contracting Party in respect of which the international registration is to be divided.

2. NAME OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST

Must be the Office of the Contracting Party indicated in item 1.

3. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER

International registration to be divided in respect of the Contracting Party indicated in item 1.

4. NAME OF THE HOLDER²

As recorded in the International Register.

1. In accordance with Rule 27*bis*(1)(d) of the Regulations under the Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks, the Office presenting the request, may check this box and include a statement sent in accordance with either Rule 18*bis* or 18*ter* for the goods and services listed in the

request.

2. Where the international registration is **jointly owned** indicate the names of each joint holder as recorded in the international registration here.

5. GOODS AND SERVICES FOR WHICH DIVISION IS TO BE RECORDED

List of the goods and services to be set apart in the divisional international registration, grouped in the appropriate classes.

| |
|--|
| |
|--|

If the space provided is not sufficient, check the box and use a **continuation sheet**.

6. SIGNATURE OF THE HOLDER AND/OR THEIR REPRESENTATIVE

Only to be completed by the holder or the holder's representative if required by the Office presenting the request.

Holder (as recorded in the International Register):

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

| |
|--|
| |
|--|

Signature:

| |
|--|
| |
|--|

Representative of the holder (before the Office presenting the request):

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

| |
|--|
| |
|--|

Signature:

| |
|--|
| |
|--|

7. SIGNATURE OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST

(a) Name and signature of the official signing on behalf of the Office:

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

| |
|--|
| |
|--|

(b) E-mail address of the contact person in the Office:

METHOD OF

| |
|--|
| |
|--|

METHOD OF PAYMENT

If you want to debit the amount of the fees from your Current Account at WIPO, tick the box and provide the information under item (a). If you have already transferred those amounts to WIPO's bank or postal account, provide as much information as possible under item (b), which would allow WIPO to identify and allocate your payment.

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

- The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

| | |
|--|--|
| Holder of the account: | |
| Account number: | |
| Identity of the party giving the instructions: | |

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER

| | |
|--|--|
| Identity of the party effecting the payment: | |
|--|--|

| | | | |
|--|--------------------------|------------------------|------------|
| | | | |
| Payment received and acknowledged by WIPO | <input type="checkbox"/> | WIPO receipt number | |
| | | | |
| Payment made to WIPO bank account IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0 Crédit Suisse, CH-1211 Geneva 70 Swift/BIC: CRESCHZZ80A | <input type="checkbox"/> | Payment identification | dd/mm/yyyy |
| | | | |
| Payment made to WIPO postal account (within Europeonly) IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift/BIC: POFICHBE | <input type="checkbox"/> | Payment identification | dd/mm/yyyy |
| | | | |

FEE CALCULATION SHEET

AMOUNT OF FEES

| | | | |
|------------------------------|------------------------|---|-----|
| The fee is 177 Swiss francs. | TOTAL (Swissfrancs) | = | 177 |
|------------------------------|------------------------|---|-----|

CONTINUATION SHEET

No. of

| |
|--|
| |
|--|

改正理由及び主要内容

出願商標が他人の先行登録商標と同一又は類似するため、商標登録の拒絶理由があったとしても、先行登録商標の商標権者が出願商標の商標登録に同意すれば、商標登録を受

けることができ、国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割を認める等の内容に「商標法」が改正（法律第19809号、2023年10月31日公布、2024年5月1日施行）ことにより、先行登録商標の商標権者の同意を得て商標登録する場合は、その同意を証明できる書類を特許庁長、特許審判院長、又は、審判長に提出し、国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割申請をする場合には、国際登録分割申請書等を添付して国際商標分割申請書を提出する等、法律で委任する事項とその施行に必要な事項等を定める目的である。

<特許庁提供>

1-2 【公布】特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第556号）

電子官報（2024.5.1.）

産業通商資源部令第556号

「特許料等の徴収規則」の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年5月1日

産業通商資源部長官

「特許料等の徴収規則」の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「4万4千ウォン」を「5万1千ウォン」にする。

第5条第1項第3号の各目外の部分のただし書の中「ことを指す」を「ことを指す。以下同一」にする。

第11条第4項を第6項にし、同条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④国際商標登録出願の分割出願料：6万8千ウォン。ただし、多類指定の商標登録出願の分割出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その分割される出願ごとに1万3千ウォンにする。

1. 同一の商品類区分に属する指定商品の変更なしに商品類区分のみ分割出願する場合
2. 同一の商品類区分に属する指定商品を削除した上で商品類区分のみ分割出願する場合

⑤国際登録基礎商標権の分割登録料：1件ごとに7万3千ウォン

別表4免除対象欄の第1号の中「家族」を「家族（法律第11041号に改正される前の「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第73条の2に基づく国家有功者に準ずる軍警等として登録されている者、その遺族及び家族を含む）」にし、同表の免除対象欄に第6号2を次のように新設する。

6の2. 「報勲報償対象者の支援に関する法律」第2条及び第3条に基づく報勲報償対象者、その遺族及び家族

附 則

第1条（施行日） この規則は2024年5月1日から施行する。

第2条（特許料、登録料及び手数料の免除に関する適用例） 別表4第1号及び第6号の2の改正規定は、この規則施行以降、特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願、審査請求及び最初3年分の設定登録を行う場合から適用する。

第3条（特許審査請求後、追加した請求項に関わる特許審査請求料に関する経過措置） この規則施行前に特許出願した場合で、この規則施行以降、特許出願の補正により請求項を追加する場合の特許審査請求料に関しては第2条第1項第9号の改正規定にもかかわらず従前の規定に従う。

改正理由及び主要内容

国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割を認める内容等に「商標法」が改正（法律第19809号、2023年10月31日公布、2024年5月1日施行）されることにより、国際商標登録出願を分割する場合、6万8千ウォンを、国際登録基礎商標権を分割する場合、1件ごとに7万3千ウォンの手数料を納付する一方、

報勲報償対象者、その遺族・家族及び法律第11041号に改正される前の「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第73条の2に基づく国家有功者に準ずる軍警等に登録されている者、その遺族・家族を特許料、登録料及び手数料の免除対象に追加する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<特許庁提供>

1-3 【公布】特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第556号）

電子官報（2024.5.1.）

産業通商資源部令第556号

「特許料等の徴収規則」の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年5月1日

産業通商資源部長官

「特許料等の徴収規則」の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「4万4千ウォン」を「5万1千ウォン」にする。

第5条第1項第3号の各目外の部分のただし書の中「ことを指す」を「ことを指す。以下同一」にする。

第11条第4項を第6項にし、同条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④国際商標登録出願の分割出願料：6万8千ウォン。ただし、多類指定の商標登録出願の分割出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その分割される出願ごとに1万3千ウォンにする。

1. 同一の商品類区分に属する指定商品の変更なしに商品類区分のみ分割出願する場合
2. 同一の商品類区分に属する指定商品を削除した上で商品類区分のみ分割出願する場合

⑤国際登録基礎商標権の分割登録料：1件ごとに7万3千ウォン

別表4免除対象欄の第1号の中「家族」を「家族（法律第11041号に改正される前の「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第73条の2に基づく国家有功者に準ずる軍警等として登録されている者、その遺族及び家族を含む）」にし、同表の免除対象欄に第6号2を次のように新設する。

| |
|---|
| 6の2. 「報勲報償対象者の支援に関する法律」第2条及び第3条に基づく報勲報償対象者、その遺族及び家族 |
|---|

附 則

第1条（施行日）この規則は2024年5月1日から施行する。

第2条（特許料、登録料及び手数料の免除に関する適用例）別表4第1号及び第6号の2の改正規定は、この規則施行以降、特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願、審査請求及び最初3年分の設定登録を行う場合から適用する。

第3条（特許審査請求後、追加した請求項に関わる特許審査請求料に関する経過措置）この規則施行前に特許出願した場合で、この規則施行以降、特許出願の補正により請求項を追加する場合の特許審査請求料に関しては第2条第1項第9号の改正規定にもかかわらず従前の規定に従う。

改正理由及び主要内容

国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割を認める内容等に「商標法」が改正（法律第19809号、2023年10月31日公布、2024年5月1日施行）されることにより、国際商標登録出願を分割する場合、6万8千ウォンを、国際登録基礎商標権を分割する場合、1件ごとに7万3千ウォンの手数料を納付する一方、

報勲報償対象者、その遺族・家族及び法律第11041号に改正される前の「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第73条の2に基づく国家有功者に準ずる軍警等に登録されている者、その遺族・家族を特許料、登録料及び手数料の免除対象に追加する等、現行制

度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<特許庁提供>

1-4 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-137号）

電子官報（2024.5.14.）

特許庁公告第2024-137号

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年5月14日

特許庁長

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁の二次電池分野の特許審査機能を強化するために、化学生命審査局の次世代エネルギー審査課を二次電池素材審査課に変更し、総額人件費制を活用して、化学生命審査局に027年0月00日まで存続する二次電池設計審査チーム及び二次電池制御管理審査チームを新設し、総額人件費制を活用して設置した不正競争調査チームの存続期限を2024年7月27日までから2026年7月27日までに2年延長し、部処、又は、部署間の協業強化のために、総額人件費制を活用して、特許庁の定員5名（5級5名）の職級を引き上げ調整（4級、又は、5級5名）する一方、

産業財産情報法の制定・施行及び特許庁の業務効率化に向けて、産業財産政策局、産業財産保護協力局、産業財産情報局、機械金属審査局、半導体審査推進団の下部組織に担う分掌業務の一部を調整し、評価対象組織として設置した1つの局、2つの課に対し、これまでの評価結果により評価対象を除外する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第0000号、2024年6月00日公布・施行）されることにより、変更される事項を反映する目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2024年5月21日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成、又は、反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁革新行政担当官室（〒35208）
電子郵便：kkh90128@korea.kr
Fax：（042）472-3504

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁 HP (<https://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計>法令及び条約>立法予告」を参照し、特許庁革新行政担当官室（電話：（042）481-5054）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2024 国民安全発明チャレンジ」の一般国民部門のアイデアを募集開始

韓国特許庁（2024. 5. 2.）

関税・警察・消防・海洋警察庁が提示した安全分野のテーマについてアイデアを募集

韓国特許庁は、関税庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁と共同で 5 月 2 日木曜日から 6 月 28 日金曜日まで「2024 国民安全発明チャレンジ」の一般国民部門のアイデアを募集すると発表した。

国民安全発明チャレンジは、特許庁と国民の安全を守る関税庁・関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁が、災害、事故・事件の現場などで国民の安全を守るアイデアを発掘する趣旨で開かれる。昨年から一般国民部門を新設して公務員部門と 2 つに分けて行っている。

一般国民部門は、各庁が提示する課題※について 6 月 28 日金曜日まで「アイデア路※※」にて個人、または、チームでアイデアを応募できる。

※関税庁、消防賞、海洋警察庁においては、提示された課題のほかにも、庁の業務に関わるアイデアであれば自由にテーマを決めて応募できる。

※※アイデアの共有・取引ができる国民向け発明プラットフォーム (www.idearo.kr)

関税庁は、麻薬、銃器類など国民の安全を脅かす危害物品の違法な持ち込みを防ぐアイデア、警察庁は、平和な日常の確保に向けて犯罪予防など治安分野のアイデアを募集する。

消防庁は、現場で消防士の安全を脅かす事故（火傷、崩壊、水難救助など）を予防するためのアイデア、海洋警察庁は、海洋事故（干潟、墜落、溺水など）を予防、または、救助に活用できるアイデアを募集する。

＜2024 国民安全発明チャレンジの一般国民部門における各庁の課題＞

| 機関名 | 課題のタイプ及び内容 | 賞金（万ウォン） | |
|-------|---|-------------|-------------|
| | | 優秀 （各2点） | 奨励 （各1点） |
| 関税庁 | 麻薬、銃器類など国民の安全を脅かす危害物品の違法な持ち込みを防ぐアイデアなど、自由テーマ | 30 | 20 |
| 警察庁 | 平和な日常の確保に向けて犯罪予防など治安分野のアイデア | 30 | 20 |
| 消防庁 | 現場で消防士の安全を脅かす事故（火傷、崩壊、水難救助など）を予防するためのアイデアなど、自由テーマ | 30 | 20 |
| 海洋警察庁 | 海洋事故（干潟、墜落、溺水など）を予防、または、救助に活用できるアイデアなど、自由テーマ | 30 | 20 |

各分野の専門家による審査（7～8月）で選ばれた優秀なアイデアについては、知財分野の専門家の協力を得て高度化（8～9月）のプロセスを経て国民に公開された後、各庁で活用していく考えだ。また、最終審査（9～10月）を経て選ばれたアイデアへの授賞は、公務員部門と合わせて11～12月中に授賞式を行う計画だ。

＜2024 国民安全発明チャレンジの一般国民部門における推進計画＞

| アイデア募集 | アイデア審査 | アイデアの価値向上 | 最終審査 | 授賞 |
|----------|---------------------|-------------|--------|--------|
| アイデア応募受付 | ①基礎・書面審査 ②先行技術調査 | アイデアのメンタリング | 受賞者を決定 | 授賞式開催 |
| 5～6月 | 7～8月 | 8～9月 | 9～10月 | 11～12月 |

昨年の国民安全発明チャレンジの一般国民部門では、「麻薬類検索」のアイデアを提案し

たキム・スンヒョン氏、「犯罪行為を事前に検知する AI 採用の防犯カメラ」のアイデアを提案したイ・ジョンホ氏、「首のやけどを防ぐ放火服」のアイデアを提案したソルグァクチーム（グァク・スンジェ、ビョン・チャンソプ、キム・ジョンソプ、ホン・スビン）、「ベルト式ライフブイ」のアイデアを提案したコ・ソンヒョン氏が最優秀賞（特許庁長賞）を受賞した。

大会の詳細については韓国発明振興会の発明振興室（電話：02-3459-2742）にお問い合わせできる。

2-2 韓国特許庁、「知財権 QR コード標示推奨キャンペーン」を展開

韓国特許庁（2024.5.7.）

EC プラットフォームの販売投稿に「知財権 QR コード」表示を推奨…参加型イベントも開催

韓国特許庁 6 日は、誰でも出店できる EC プラットフォームの事業者・販売者および一般国民を対象に、知的財産権の正しい表示への認識向上や虚偽表示の根絶に向けて「知的財産権 QR コード表示推奨キャンペーン」を実施すると発表した。

知的財産権表示は、知的財産権の出願・登録に関する情報を、物品や物品の容器または包装（オンライン上では販売情報の投稿）に表示して消費者（ユーザー）にわかりやすく情報提供することである。

消費者が知的財産権に付与された「知的財産権 QR コード」をスキャンすれば、当該の知財権情報を提供する KIPRIS（www.kipris.or.kr）※の画面につながり、出願・登録の状況が把握できる。

※韓国と外国の知的財産権に関する情報を検索・閲覧できる特許情報検索サービス

特許庁は、企画調査、教育、広報などの活動を通じて知的財産権表示の必要性を伝えているが、EC プラットフォームなどで消費者が知財権の虚偽表示の真贋判定が難しいとの指摘があり、これを改善するためにキャンペーンを行う考えだ。

【EC プラットフォームの販売投稿に「知財権 QR コード」の表示を推奨…参加型イベントも開催】

特許庁は、EC プラットフォームの販売者を対象に懇談会と教育活動などを行い、消費者

が知財権情報を QR コードでスキャンして簡単に確認できるように、販売投稿に知財権 QR コードの表示を推奨していく方針だ。また、ガイドライン、SNS イベント、PR 動画の制作などでキャンペーンを広く展開していく計画だ。

また、多くの人に知財権 QR コードのスキャンによる知財権情報確認を推奨するために、韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr) で、知財権 QR コードで知財権情報を確認する参加型イベント (5.13~17) を行う。参加者には抽選で特典を提供する。

多くみられる知財権虚偽表示の例としては、製品に適用されていない知財権登録 (出願) 番号の表示、拒絶された出願 (登録) 番号の表示、消滅された権利の表示、出願中の製品に登録番号を表示、名称の誤表示、出願していない商標・製品に出願 (登録) と表示する行為などがある。

特許庁の産業財産保護協力局長は「知的財産権表示は製品に対する消費者の信頼性向上や不要な知財権紛争を事前に防ぐ効果がある」とし、「今回のキャンペーンを実施することで、正しい知財権表示の重要性について消費者の認識が高まるきっかけになってほしい」と述べた。

知財権虚偽表示の通報は、知的財産権虚偽表示通報センターウェブサイト (<https://www.ipnavi.or.kr/falsemark>)、または、電話 (1670-1279) にて相談できる。

2-3 韓国特許庁、職業高校生向け「第 14 期 IP マイスタープログラム」の参加者を募集

韓国特許庁 (2024. 5. 7.)

最終選考を通過した 5 チームに長官賞など授与、試作品製作、技術移転の支援など特典を提供する！

韓国特許庁は、教育部・中小ベンチャー企業部と共同で 5 月 8 日水曜日から職業高校の生徒から斬新なアイデアを発掘し、特許出願から事業化までを支援する「第 14 期知的財産 (IP) マイスタープログラム」の参加者を募集すると発表した。

IP マイスタープログラムは、専門高校、マイスター高校の生徒が自らアイデアの提案から、高度化、権利化、試作品の製作、技術移転のプロセスに参加できるようサポートする発明教育事業で、2011 年から毎年開かれている。

参加を希望する専門高校・マイスター高校の生徒は、2～3人でチームを作り、5月29日水曜日18時まで発明教育ポータル（www.ip-edu.net）でアイデアの提案書を提出して応募できる。

今回のプログラムは、日常生活の中で活用できるアイデアを提案する「自由課題」、企業が産業現場で解決を図る課題についてアイデアを提案する需要基盤問題解決型の「テーマ課題」を含め、計4つの分野※に分けて募集する。

※応募分野：自由課題、テーマ課題、専門教科課題、協力企業課題

テーマ課題には、計34社の大手企業、公企業、中堅・中小企業が参加する。株式会社ボスコホールディングスは「河川/海水の氾濫、山火事による被害の低減に向けた予測システム」を、韓国環境公団は「カーボンニュートラルに向けて国家水質自動測定所に採用できる水力発電装置の製作、または、商用水力発電装置の設置方策」を課題として提案している。

知的財産専門家、課題を提案した企業などによる審査を経て1次選考（6～7月）を通過した60チームのアイデアについては、弁理士からの相談（7～10月）を受けて特許出願できるようサポートする。


その後、発表審査を経て最終選考（10～12月）を通過した50チームについては、長官賞など授与、試作品製作、技術移転といった特典が提供され、最高賞である教育部長官賞を受賞した2チームについては海外研修の機会を提供する。

＜「第14期IPマイスタープログラム」の推進手続き＞

| | | | | | | |
|------------|---|----------------|---|-----------------------|---|------------------------|
| アイデア募集 | | (ステップ①)アイデアの選定 | | 教育およびコンサルティング | | (ステップ②)優秀チームの選定 |
| チーム単位募集 | → | 60チームを選定 | → | 創意教育および弁理士によるコンサルティング | → | 50チームを選定および追加支援(試作品など) |
| 5月8日～5月29日 | | 6月～7月 | | 7月～10月 | | 10月～12月 |

これまで計13回のIPマイスタープログラムを通じて応募された12,231件のアイデアのうち、767件が特許出願され（登録491件）、このうち産業現場で即時採用できる128件のアイデアについては、必要とする企業に技術移転してきた。

＜「第13期 IP マイスタープログラム」の受賞作＞

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 自走式ベルトコンベア油回収機 | 炎の飛散を防ぐ可変式溶接機 | ゴミ火器 |
| ベルトコンベアで汚染水を運び異物を分離し、油と水を分離する過程で動力を得る油回収機 | 様々な直径のパイプを自動で溶接可能。溶接者を火災事故から保護できる溶接機 | 常に消火器の位置を気付かせる目的の消火器収納型ゴミ箱 |
| 副総理兼教育部長官賞 | 中小ベンチャー企業部長官賞 | 特許庁長賞 |

特許庁の産業財産政策局長は「日常生活や産業現場での課題を自ら解決し、特許出願、技術移転までを体験してみた高校時代の経験は、卒業後に技術専門家として活躍していく上で大いなる資産になると思う」とし、「専門高校・マイスター高校の生徒の皆さんからの関心と参加をお願いする」と述べた。

プログラムの詳細については、発明教育ポータル (www.ip-edu.net) のお知らせで確認でき、韓国発明振興会（電話：02-3459-2771）に問い合わせできる。

2-4 韓国特許庁、「IP 価値評価支援事業」に参加して輸出額1億ドルを達成した企業を訪問

韓国特許庁（2024.5.9.）

二次電池や自動化装置メーカーと IP 金融について意見交換を行う

韓国特許庁は5月9日木曜日、二次電池や自動化装置メーカーの「株式会社ウウォン技術」（京畿道平沢市）を訪問し、懇談会を開く。

今回の企業訪問は、知的財産（IP）価値評価の支援事業に参加して IP 担保融資を受けた企業の優秀な成果事例を共有する一方、今後、さらに多くのスタートアップ・中小企業などが知的財産を活用して資金を円滑に調達できる方策を模索するためである。

＜知的財産（IP）金融および知的財産（IP）価値評価支援事業＞

- ◇（知的財産（IP）金融）企業が保有する特許など IP を基盤に担保融資、投資、保証などにより資金を調達すること
 - ※2023年韓国の IP 金融規模は9兆6,100億ウォン、ここ3年間年平均26.5%増加
- ◇（知的財産（IP）価値評価支援事業）企業が IP の価値を基盤に、IP 金融・事業化に

活用できるよう、IPの経済的価値を評価するIP価値評価のコストの一部を支援する事業

※（対象）中小企業/（類型）IP金融用（担保、保証、投資）、IP取引・事業化用の支援

株式会社ウウォン技術は、特許庁が行う「知的財産（IP）価値評価支援事業」に参加して保有している特許7件について価値評価を受け、これを基に100億ウォンの融資を受けている。これを事業運営資金として活用して2023年には昨年比2倍以上の売上高、営業利益、輸出額を達成し、「第60回貿易の日」に1億ドルの輸出額を達成した企業に授与する「輸出の塔」を受賞するなど優秀な成果を上げている。

特許庁の産業財産政策局長は「IP金融で最も大きな割合を占めるIP担保融資は、強い技術を持つ企業が資金を調達する上で重大な役割をしている」とし、「より多くの企業がIPを活用して融資、保証、投資を活性化できるよう、特許庁の支援を強化していく」と述べた。

2-5 韓国特許庁、発電用ガスタービン技術開発企業を訪問

韓国特許庁（2024.5.9.）

エネルギー専門企業のトゥサンエナービリティと懇談会を開く

韓国特許庁は5月9日木曜日、エネルギー専門企業の「トゥサン（斗山）エナービリティ」（慶尚南道昌原市）を訪問し、懇談会を開く。

今回の企業訪問は、世界で5番目に発電用ガスタービンの国産化に成功したトゥサンエナービリティから意見をヒアリングし、産業技術に対する審査官の理解を深める趣旨である。

懇談会で同社は、ガスタービン分野の最新技術の動向を紹介し、特許庁は、ガスタービンの技術開発の歴史が長いことを踏まえた特許要件の判断基準について紹介する。また、ガスタービン分野の特許を効果的に創出、保護、活用するための方策について話し合う考えだ。

特許庁の機械金属審査局長は「今回の企業訪問は、発電用ガスタービン分野の最新技術と知的財産の懸案に関する理解の幅を広げる良いきっかけになると思う」とし、「今後も韓国企業が強い特許を確保して知的財産の競争力を高めるよう、産業界と意見交換を重ね

ていく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦略支援事業」の諮問委員会を発足

韓国特許庁（2024.5.13.）

中小企業向け知財基盤のビジネス戦略の策定を支える

韓国特許庁は5月13日月曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて「知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦略支援事業」の諮問委員会（以下、「委員会」）を発足すると発表した。

知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦略支援事業は、企業の内外の知的財産（IP）を結合（Connect）して革新的な製品開発（Development）戦略を支援する中小企業向け IP 事業化支援事業である。同事業に参加する企業は、知的財産を基盤にした新製品の企画から製品の高度化、投資と販路に至るまで個別企業向けの統合ソリューションを受けることができる。

【事例】洗濯機の特許でスマート哺乳瓶の課題を解決

乳幼児向けデジタルヘルシーソリューション会社である L 社は、スマート哺乳瓶を開発する初期段階に、授乳量を記録する際に使われる重さ測定技術の確保が難しかった。このような中、特許庁が行う知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦略支援事業に参加して、異種分野である洗濯機の特許分析からアイデアを導き、課題を解決することができた。同社はこの製品の開発に成功して 2022CES で革新賞を受賞し、技術の優秀さを認められた。

•授乳のタイミング、授乳量を自動で記録するスマート哺乳瓶の開発が必要→重さ測定技術確保が難しく開発に難航



→

•**洗濯機の特許**から重さ測定に関するアイデアを発見（10-1979596）

→

•重さ測定仕組みを採用した授乳量測定型哺乳瓶の開発に成功
→2022CES 革新賞を受賞



委員会は、産業界と学界の開放型革新に詳しい専門家7名で構成され、中小企業の知的財産基盤の事業化戦略モデルと革新方策を策定し、知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）戦

略支援事業の発展方向について模索する考えだ。

初回会議では、事業内容を共有し、セッション別のテーマ選定および事業の方向性について話し合う。その後、9月まで4回にわたるセッション会議でセッション別のテーマ発表を行い、製品開発の改善策を模索し、マニュアル作成や商標戦略を検討する。10月には最終会議を行い、事業の改善策をまとめ、11月には「知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）カンファレンス」を開き、これまでの成果について発表する考えだ。

特許庁の産業財産政策局長は「経営資源が乏しい中小企業を対象に技術革新の成果物でもある特許を活用した事業モデルを提供することは非常に大事だ」とし、「開放型革新の専門家からなる諮問委員会を立ち上げることで、知的財産基盤革新製品開発（IP-C&D）事業を充実させ、中小企業向け知財基盤支援を強化していくことを期待する」と述べた。

2-7 技術流出防止に向けた「技術保護4重安全装置」を稼働

韓国特許庁（2024.5.13.）

7年間摘発された海外流出被害額は33兆ウォンに達し…「4重安全装置」で根絶を目指す！

韓国特許庁は技術流出防止に向けた「技術保護4重安全装置」を本格稼働させると発表した。今後、韓国企業の生存を左右する技術保護網がさらに細かくなるとみられる。

<技術保護4重安全装置の主要内容>

| 主要内容 | 施行日 |
|---|------------|
| ①「防諜業務規定」（大統領令）改正により、特許庁を7番目の防諜機関に指定 | 2024年4月23日 |
| ②「司法警察職務法」改正により、技術警察による捜査範囲が全ての営業秘密犯罪に拡大 ※営業秘密の不正取得・使用・漏洩のみ捜査→予備・陰謀、不当保有・無断流出までを捜査 | 2024年1月16日 |
| ③「知的財産・技術侵害犯罪に係る量刑基準※（以下、「量刑基準」）改正により、処罰強化 ※量刑基準：裁判官が刑量及び執行猶予を決める際に参考にする基準 | 2024年7月1日 |
| ④「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正により、最大5倍の懲罰賠償 | 2024年8月21日 |

【①特許庁を「防諜機関」に指定…国家情報院などと産業スパイの取り締まりに協力】

「防諜業務規定」（大統領令）改正案が公布・施行される（2024年4月23日）ことにより、特許庁が同規定に基づく「防諜機関」に新しく指定される。これまで指定されている6つの防諜機関※と産業スパイの取り締まりに協力していく。

※国家情報院、法務部、関税庁、警察庁、海洋警察庁、国軍防諜司令部

特許庁は、特許審査業務の特性上、全ての技術分野において工学博士、弁理士、技術士など約1,300名の専門人材を保有しており、約5.8億件に至る世界の先端技術情報である特許ビッグデータを確保している。これを基に、世界各地で開発されている最新技術に関する情報を常時調べ、専門的な分析を行っている。つまり、海外から狙われている韓国のコア技術を把握していることである。

特許庁は、このような分析情報を国家情報院参加の「防諜情報共有センター」に提供し、ほかの防諜機関が把握している技術流出に関わる諜報と連携するなどして産業スパイの取り締まり活動に緊密に協力していく方針だ。

【②流出謀議、不当保有の行為でも技術警察が捜査する…被害防止の役割も期待】

特許庁の技術専門家からなる「技術警察」は、特許・営業秘密侵害など技術流出犯罪に対応する専門捜査組織として国家情報院、検察庁と三角共助により、半導体など国家コア技術の海外流出を遮断するなど、成果※を上げている。

※（2019年～2023年）技術警察による刑事事件の立件数：計1,855名（営業秘密侵害犯罪326名）

技術警察は大きな成果を上げているにもかかわらず、これまでの捜査範囲が営業秘密侵害に関わる全ての犯罪に至らない限界があった。営業秘密を競合他社など他人に実際に漏洩しない限り、流出を謀っていた行為が発覚されても、このような行為に対する捜査権が与えられていなかった。

しかし、「司法警察職務法」改正（2024年1月）により、技術警察の捜査範囲が予備・陰謀行為および不当保有を含める営業秘密侵害犯罪の全体にまで拡大※され、営業秘密流出行為に対する事後的処罰だけではなく、これを防止する機能に強化されるなど、韓国技術を抜け穴のない捜査により、しっかり保護する効果が期待される。

※（従前）営業秘密の不正取得・使用・漏洩のみを捜査→（拡大）予備・陰謀、不当保有・無断流出までを捜査

【③7月1日から海外流出犯罪の懲役最長9年→12年、初犯でも実刑に】

今年7月1日から営業秘密流出犯罪に対する量刑基準が、海外への流出犯罪の場合は懲役最長9年から12年に延長され（韓国国内での流出犯罪は6年から7年6月へ）、初犯でも実刑判決が下されるよう執行猶予の基準が強化される。

ここ最近、世界の技術覇権争いが激化する中で、韓国企業が持つコア技術を狙う海外企業による技術流出行為が相次いでいる※。しかし、技術流出の犯罪が深刻化している現状とは裏腹に処罰は軽い※※との指摘が多い。

※（2017年～2023年）産業技術の海外流出の摘発件数計140件、被害金額約33兆ウォン（国家情報院）

※※（営業秘密の海外流出）法定刑上限：15年>>2023年に宣告された懲役期間の平均：15.6月（検察庁）

これを受けて、特許庁は検察庁と共に営業秘密侵害など技術流出犯罪に対する軽い処罰を見直すために取り組んでおり※、国民やメディアからの関心を受けて最高裁の量刑委員会で量刑基準の改正（2024年3月25日）を進めた。

※（2023年4月）営業秘密侵害犯罪など技術流出犯罪に対する量刑基準見直し案を量刑委員会に提出

（2023年5月）特許庁－検察庁、技術流出犯罪の量刑基準に関するセミナーを共同主催

量刑基準の主な改正内容には、営業秘密侵害犯罪に対する勧告する量刑基準の引き上げ※、初犯でも実刑判決になるよう執行猶予の判断基準の見直しなどがある。

※（量刑基準における最大刑量）海外流出：従前9年→12年、国内流出：従前6年→7年6月

改正された量刑基準は今年7月1日から施行され、施行日以降、控訴提起された事件から新しい量刑基準が適用される。

【④8月21日から営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償の限度3倍→5倍に引き上げ】

今年8月21日から営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償の限度が損害額の3倍から世界で最高レベルの5倍まで引き上げられる。

特許庁は今年2月、不正競争防止法の改正により、技術流出防止に向けた強化対策を打ち出した。

技術流出行為である営業秘密侵害に対し、注意喚起を徹底する目的で懲罰的損害賠償の限度を3倍から5倍に引き上げた。5倍の賠償は世界各国と比べてみても最も高い水準である。技術保護に強い米国の場合も最大2倍までの懲罰賠償を請求しており、5倍賠償の水準は現在、中国が唯一である。

また、営業秘密侵害犯罪は、法人による組織的な犯罪※が多いことを踏まえて、法人に対する罰金刑を行為者に科す罰金の最大3倍に引き上げる。行為者に対する罰金が、海外流出行為の場合、最大15億ウォンまたは財産上の利益の10倍以下であるため、法人に対しては45億ウォンまたは財産上の利益の30倍以下を科すことになる。（国内流出の場合、最大15億ウォンまたは財産上の利益の30倍以下）。

※（2017年～2021年）法人が加担した犯罪の現況：営業秘密侵害犯罪（34.3%）>>全体犯罪（1.6%）

【技術保護4重安全装置を稼働する異議と今後の方針】

今回完成された技術保護4重安全装置は、韓国技術に対し、流出リスクに関する情報収取・分析→流出行為への捜査→流出犯罪に対する処罰につながる技術流出への対応活動というサイクルを漏れなく強化した行政措置として、総合的な対応力が向上すると期待される。

この取り組みにより、昨年、スイスの国際経営開発研究所（IMD）が発表した知的財産権保護ランキングにおいて韓国は前年比9ランク上昇し、8年で最高ランクである28位※となった。今後、特許庁は上位10位内を目指してより高度化した技術保護政策を進めていく考えだ。

※韓国の知的財産保護ランキング：（2019年）37→（2020年）38→（2021年）36→（2022年）37→（2023年）28

今後、技術流出犯罪による被害規模に応じて適切な判決が下されるよう、裁判所・検察・国家情報院・警察など関係機関と学界・法曹界・産業界の専門家からなる協議体を運営して被害規模の算定方策に関する研究を行う考えだ。

さらに、営業秘密の特性上、退職者による流出が多く発生※している現状を踏まえ、営業秘密の流出を紹介・斡旋・誘引するブローカーの行為を侵害行為に定めて処罰できるようにする法改正を進める方針だ。

※営業秘密の流出主体：1位退職者（42.9%）（2023年企業の営業秘密保護の実態調査、韓国特許庁）

特許庁長職務代理は「先端技術は国を挙げて重要な戦略資産の一つであり、技術流出は国家経済安全保障を脅かす重大な犯罪だ」とし、「技術流出を試みる行為自体を根絶するよう、今回完成させた4重の安全装置を基に、技術保護を徹底していく」と述べた。

営業秘密侵害など技術流出に関して相談のある企業や個人は「知的財産侵害ワンストップ通報相談センター（ウェブサイト：www.ippolice.go.kr、電話：1666-6464）にて技術警察に捜査を依頼できる。

2-8 韓国特許庁、EV 部品メーカー「株式会社ハノンシステム」を訪問

韓国特許庁（2024.5.14.）

EV 用部品の技術分野への支援を強化していく

韓国特許庁は5月13日月曜日、世界的なEV部品メーカーである「株式会社ハノンシステム」（大田市大徳区所在）を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、EV用部品を製造する現場を把握し、知的財産に関する相談や悩みをヒアリングして企業のニーズに応じた高品質の特許審査サービスを提供する趣旨である。

懇談会で特許庁は、主要政策、特許審査の動向などについて紹介し、企業側は製造現場の意見を伝え、EV用部品の開発動向などについても紹介した。

特許庁の電気通信審査局長は「今回の懇談会により、特許庁の審査官がEV用部品の技術に関する理解の幅を広げることができ、研究開発者からさまざまな意見を聴くことで、当該の技術分野での審査品質をさらに高めていきたいと思う」とし、「今後も国家コア戦略の技術に関する研究・開発の現場とコミュニケーションを強化していく考えだ」と述べた。

2-9 韓国特許庁、半導体装置メーカーの「株式会社イソル」を訪問

韓国特許庁（2024.5.14.）

突出した半導体技術力を知的財産で守る！

韓国特許庁は5月14日火曜日、EUV（Extreme ultraviolet、極端紫外線）半導体装置メーカーの「株式会社イソル」（京畿道華城市所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、半導体の超微細加工技術をめぐる世界各国の技術覇権争いが激化する

中で、韓国で EUV 半導体装置の開発をリードしている株式会社イソルを訪問し、半導体の産業現場から知的財産に関する意見や相談を聴き、技術に対する審査官の理解を高める趣旨である。

懇談会で同社は技術や製品を紹介し、特許庁は半導体分野の優先審査制度、特許基盤研究開発（IP-R&D）支援事業など庁の支援施策を紹介し、EUV 露光技術の特許出願の動向について共有する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長職務代理は「今回の懇談会は、EUV 露光技術分野のトレンドや知財権に関する懸案について相互の理解の幅を広げる機会になると思う」とし、「今後も特許庁は産業界とコミュニケーションを重ねることで、韓国企業が半導体の超微細加工技術で強い特許を確保できるよう支えていく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 商標警察、5月大型連休に備えて明洞周辺でK-POPアイドルグッズの模倣品取り締まり強化へ

韓国特許庁（2024.5.2.）

子ども・青少年の安全を守る模倣品対策が必要！

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は2日、BTS、NewJeans など K-POP アイドルのグッズやポケットモンスターなど人気キャラクターの模倣品を販売・流通した A 氏（47 歳）など 4 人を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

商標警察は5月の大型連休を控え、ソウルの有名観光地の明洞（ミョンドン）周辺で集中取り締まり（2024年4月23日）を行い、K-POP・キャラクターのグッズ販売店2か所で約9,000点の模倣品を押収した。

【ソウルの明洞周辺でK-POPアイドルのグッズ、人気キャラクターの模倣品、約9,000点を押収】

商標警察によると、A氏などは韓流ブームの主演であるBTS、NewJeans など K-POP アイドルのフォトカード、キーホルダー、ブロマイドなどのグッズを違法販売した疑いがある。

また、ポケットモンスター、キャッチ！ティニピン、ハローキティなど人気キャラクター

のぬいぐるみ、寝具、キーホルダー、スマートフォンリング、ネームタグなど模倣品を販売していることが摘発された。

模倣品販売者らは外国人観光客や青少年に人気のある観光地の明洞周辺で、観光客や若年層を対象に模倣品を販売していたことがわかった。

商標警察は日本のゴールデンウィーク、中国の労働節といった大型連休を控え、韓流観光地として有名な明洞を訪れる国内外の観光客の数が急増することを受けて模倣品対策が必要になると判断し、ソウル市内の明洞周辺で集中取り締まりを行った。

【特許庁、子ども・青少年の安全を守るために国立科学捜査研究院に製品の成分分析を依頼】

商標警察が押収した K-POP アイドルのグッズや人気キャラクターの模倣品には、子どもや青少年が日常生活でよく使っている文房具、寝具類が多く、KC 認証や安全性の確認などが行われていないことがわかった。

これらの商品の主な消費者には子どもや青少年が多く、有害物質にさらされることで健康や安全に影響を与えかねない懸念がある。

商標警察は今回、押収した模倣品の一部に対し、国立科学捜査研究院に成分分析を依頼している。また、模倣品販売者が流通した模倣品の中で回収されていない商品が残っていると判断し、流通ルートなど犯罪手法について調査を強化している。

特許庁の商標特別司法警察課長は「国民の健康や安全を脅かし、国家イメージを低下させる恐れのある模倣品販売を根絶するために、取り締まり活動を続ける考えだ」とし、「安全性チェックが不明な模倣品を購入しないよう、消費者も注意する必要がある」と述べた。

3-2 韓国特許庁、「不正競争防止法の制度改善委員会」を発足

韓国特許庁（2024. 5. 8.）

学界・法曹界・産業界の専門家が集まり、先端技術など営業秘密の保護策について議論

韓国特許庁は5月7日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて先端技術など営業秘密流出を防止するために、学界・法曹界・産業界の専門家からなる「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」※（以下、「不正競争防止法」）の制度改善委員会を発足すると発表した。

※不正競争防止法は、模倣品の流通、他人のアイデアを奪取するなどの不正競争行為を防止し、営業秘密を保護する目的の法律である

制度改善委員会には、営業秘密分野に詳しい専門家、営業秘密に関わる事件の実務経験が豊富な弁護士、大・中小企業で営業秘密保護業務を担っている産業界の専門家など計 12 名が参加する。

最近、デジタルトランスフォーメーションや第四次産業革命の加速化により、半導体や人工知能など先端技術の確保が求められ、技術覇権争いの深刻化を受けて、営業秘密保護の重要性がいつにもまして高まっているため、制度改善を求める声が相次いでいる。

これを受けて、営業秘密侵害を防止するために、営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償の限度を 3 倍から 5 倍に引き上げ、組織的な営業秘密侵害に対応できるよう、法人への罰金刑を行為者に賦課した罰金の最大 3 倍に引き上げる（2024 年 2 月）など、不正競争防止法を改善している。

しかし、強力な処罰の規定が定められているにも関わらず、侵害された営業秘密の価値・重要度・被害規模を正確に証明できない場合は、正当な処分が下されないことも多く、裁判過程でこの問題を改善する制度の見直しが必要だとの指摘があった。

【弁護士の陳述権の導入、営業秘密の海外流出防止に向けた制度見直しについて議論】

営業秘密侵害に関わる刑事裁判において被害者側の弁護士が営業秘密を裁判官に直接説明できるようにする弁護士の陳述権を導入する。

弁護士の陳述権を導入する必要性については、営業秘密侵害事件の実務経験が豊富な法務法人セジョンのジョン・チャンウォン弁護士が発表を行い、専門家ディスカッションを行う計画だ。

国境を超える企業や人材交流の拡大により、営業秘密の海外流出問題への対策にも迫られている。とりわけ、企業のコア人材を引き抜く営業秘密侵害斡旋行為、外国人直接投資企業による韓国企業の営業秘密流出事件などは、韓国の先端技術の海外流出につながるリスクが高い行為として指摘されている。この問題を防ぐための制度見直しの必要性についても踏み込んだ議論を進める考えだ。

特許庁は、年末まで制度改善委員会で主要懸案について話し合い、必要に応じて来年から

立法手続きを進める方針だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「世界各国で自国の先端技術への保護を強化しており、サプライチェーンの見直しが進められている現状で、先端技術など営業秘密を保護することは企業や国の競争力に直結する課題である」とし、「特許庁は、不正競争行為および営業秘密に関する各界の専門家らの意見を取りまとめて、時宜に適した体系的な制度の改善策を策定する考えだ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 5月1日から「商標共存同意制度（コンセント制度）」が施行される

韓国特許庁（2024.5.1.）

先行登録商標権者の同意があれば、類似する商標であっても登録できる

（事例1）飲食店の開業を準備するA氏は、お店の名前を商標登録できなかった。特許庁にすでに類似の商標をB氏が登録したためだ。B氏は、A氏とはお店のメニューも地域も違うので商標を混同する恐れはないと判断し、商標を使用することを認めたが、制度上の問題で、A氏はお店の名前を変え、製作しておいた看板や食器もすべて廃棄せざるを得なかった。

（事例2）アパレルネットショップを運営しているC氏は、最近類似の名前の美容グッズショップがあることがわかった。美容グッズショップは、お店の名前を商標登録していたため、C氏が商標権を侵害していることになる。ところが、C氏はお店の名前を変えると、顧客離れにつながる恐れがあるので、困っている状況である。

今年5月1日から同一または類似する商標がすでに登録されていても先行登録商標権者の同意があれば、後行の商標の併存登録を認める。

韓国特許庁は、商標法改正※により、上記のような商標共存同意（コンセント）制度が施行されると発表した。これにより、同一または類似する先行登録商標があった場合、使用を希望していた商標の登録を受けることができなかった小規模事業者の悩みが解消できると思われる。

※商標法の一部改正（法律第19809号、2023年10月31日改正、2024年5月1日施行）

【先行登録商標権者の同意があれば、類似する商標であっても登録可能】

商標共存同意制度とは、先行登録商標権者および先行出願人が、標章※および指定商品※

※が同一または類似する後行出願の商標の登録に同意する場合※※※、当該の商標の登録を認める制度である。

※標章：記号、文字、図形、立体形状あるいは色調、またはこれらの組み合わせ

※※指定商品：出願人が商標権を取得したいものを指定する商品の名称

※※※ただし、商標の指定商品がすべて同一の場合を除く

これまでは、同一または類似する商標がすでに登録されているか、先行出願した商標が存在する場合には、後行出願の商標に対し登録が拒絶されたため、商標の譲渡・移転などにより当該の商標を使用するしかなかった。しかし、商標共存同意制度の施行により、上記のような出願人の不便が解消され、商標権をめぐる紛争も事前に防ぐことができると思われる。

とりわけ、中小企業や小規模事業者にとっては、安心できる商標使用と企業経営の効果が期待される。最近、拒絶査定が確定した商標の約4割以上の拒絶理由が、同一または類似する先行登録商標があったため※であり、このケースに該当する出願人の約8割は中小企業や小規模事業者であった。

※全体の拒絶査定件数（韓国特許庁による2022年の商標審査基準）：48,733件、先行登録商標による拒絶査定件数：19,651件

さらに、需要者への保護のために、併存する商標のうち、いずれかが不正な目的で使用されて需要者が誤認・混同する恐れがある場合には、当該商標の登録を取り消すことができる規則を定めている。

【商標登録料の返還基準の拡大など、出願人の利便性を高める規定を策定】

存続期間満了日の前に更新登録料を納付したが、新しい存続期間の開始前に商標権が消滅・放棄された場合には、納付済みの登録料を返還する規定も施行される。

ほかにも、国際商標出願の分割出願および部分的代替の認定、変更出願時の優先権主張の認定、間違った職権訂正の無効認定などを施行する内容が盛り込まれ、さまざまな側面でお出願人の権益保護や利便性向上を実現できると思われる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「商標共存同意制度が安定的に定着されるよう、出願人の意見などを積極的に反映して効率性の高い制度を作っていく」とし、「今後も特許庁は商標出願・登録に関わる行政サービスの質を高めるために、引き続き制度を改善していく」と述べた。

4-2 商標の善意による先使用者は商取引の慣行により保護される

韓国特許庁 (2024. 5. 8.)

紛争予防のためには事業のスタート段階から商標登録することが大事！

(事例) 「△△」町で「△△」の文字を商号に入れた名前でお店を営んでいる A 氏に、ある日見知らぬ人の B 氏から送られた警告状が届いた。B 氏が「△△」を入れた名前で商標を登録しているので、A 氏が商号の使用をやめて示談金を払わないと損害賠償を請求するとのこと。A 氏は、ほかにも警告状を受けた町の事業主と共同で対応することにしたが、B 氏が商標を登録しているので、示談するしかないのか、心配するばかりだ。

広く知られていない行政区域の名称 (町の名前) を商標として登録※している者が、当該の地名が入った商号※※を使用している善意による先使用者に警告状を送ることが発生している。

※誰もが知っているような地理的名称 (ソウル、プサンなど) は商標として登録できない
※※会社・個人事業主が営業を行うに当たって、自己を表示するために使用する名称

韓国特許庁は、警告状が届いても商標権侵害に該当しないケースもあるので、簡単に諦めず、商号を継続して使用できる状況なのか確かめる必要があると強調した。

商標法によると、登録されている商標と同一・類似の商号を商標権者より先に善意で使用していた者は保護を受けられる。これを先使用权者保護といい、特定地域のみで小規模事業を営む個人事業主に効果のある制度である。(商標法第 99 条)

また、登録商標権者は商取引慣行により、使用されている同一・類似の他人による商号については権利を主張することができない。(商標法第 90 条第 1 項第 1 号)

これに関連して、広く知られていない (昔) 地名を商号として使用する場合、商取引慣行による商号使用に該当するため、警告状が送られたとしても必ず、商標権の侵害に該当するものではないとの判例がある。

【関連判例】

•判例番号：特許裁判所 2022 年 11 月 25 日宣告 2022 히 2042 判決
裁判所は 2014 年に先登録した「ハスラ (하슬라, 何瑟羅)」の商標権が、2020 年から商号として使用されている「ハスラガベ※」によって侵害されているとの主張に対し、「ハスラガベ」が商取引慣行により商号として使用されているとの理由で商標権

を侵害していないと判断した経緯がある。

※「ハスルラ (하슬라、何瑟羅)」はカンヌン (강릉、江陵) の昔の地名、「ガベ」はコーヒーの漢字表記のハングル発音

ただし、他人による商標登録以降、当該商標の知名度に便乗する意図で当該商標と同一・類似の商号を商品・サービスの出所表示として使用（不正競争の目的）する場合には、商標権侵害に該当する。（商標法第 90 条第 3 項）

しかし、先使用権は、商標権者から訴訟を提起された際に防御できる手段であって、先に商標権者を攻撃できる権利ではなく、商標権の効力の制限についても裁判所で争うことになる。つまり、紛争を予防し、安定した事業を営むためには、事業を始める段階から予め商標を登録しておくことが大事である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「悔しい状況だとしても訴訟を起こされたら、裁判所で判決が出るまで莫大な時間・コストがかかってしまう」とし、「警告状が送られたとしても、商標を継続して使用できる方法があるので、必ず調べてみることに、紛争が起こる前に自分の商号を安全に保護できるよう商標権の登録に進むことが大事だ」と述べた。

商標権をめぐる紛争が起こった場合には、韓国知識財産保護院の公益弁理士特許相談センター（電話：02-6006-4300）、または、産業財産権紛争調停委員会（電話：1670-9779）で相談できる。

その他一般

今後はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム